

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行		改 正 案	
第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料)	第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料)	第3条 略	第3条 略
2～8 略	2～8 略	9 次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	9 次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略	(9)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づき建築物の容積率に関する特例の認定の申請 1件につき27,000円	(9)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づき建築物の容積率に関する特例の認定の申請 1件につき27,000円
(10)～(15) 略	(10)～(15) 略	(16) 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づき建築物の高さの許可の申請 1件につき160,000円	(16) 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づき建築物の高さの許可の申請 1件につき160,000円
(17)・(18) 略	(17)・(18) 略	(18)の2 法第58条第2項の規定に基づき建築物の高さに関する特例の許可の申請 1件につき160,000円	(18)の2 法第58条第2項の規定に基づき建築物の高さに関する特例の許可の申請 1件につき160,000円
10 略	10 略	第4条～第6条の2 略 (低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料)	第4条～第6条の2 略 (低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料)
第6条の3 略	第6条の3 略		
項 認定等の申請に係る建築物の種類及び評価方法の種類別	項 認定等の申請に係る建築物の種類及び評価方法の種類別	床面積の合計	床面積の合計
(1) 略	(1) 略	金額	金額
(2) 一戸建ての住宅	(2) 一戸建ての住宅	略	略
その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	200平方メートル未満のもの
41,400円	41,400円		22,400円

(3) 共同住宅等	その他のもの	200平方メートル以上のもの	46,000円
		略	
(3) 共同住宅等	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円
		略	
		略	
		略	

るもの	200平方メートル以上のもの	23,900円	
			その他のもの
その他のもの	200平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円	
	200平方メートル以上のもの	略	
(3) 共同住宅等	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	39,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル以上のもの	971,100円
		略	
		略	
		略	
その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上のもの	225,600円	

(4)	略			
備考 1～4	略			
5	略			
2	略			
備考 1	略			
2	前項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。			
3	略			
備考 1	略			
2	第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。			
4	略			
備考 1	略			

(4)	略			
備考 1～4	略			
5	「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ②及び同号ロ②の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。			
6	略			
2	略			
備考 1	略			
2	前項の表の備考6の規定は、この表についても適用する。			
3	略			
備考 1	略			
2	第1項の表の備考6の規定は、この表についても適用する。			
4	略			
備考 1	略			

	トル未満のもの			
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円		
	50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円		

2 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

5 略
6 略

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	略		
(2)	一戸建ての住宅	その他のもの	21,300円
		200平方メートル未満のもの	
(3)	共同住宅等	200平方メートル以上のもの	23,600円
		略	
(3)	共同住宅等	その他のもの	41,100円
		300平方メートル未満のもの	67,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル	
		50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの	278,400円
		100,000平方メートル以上200,000平方メートル未満のもの	
		200,000平方メートル以上500,000平方メートル未満のもの	

2 第1項の表の備考6の規定は、この表についても適用する。

5 略
6 略

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	略		
(2)	一戸建ての住宅	その他のもの	11,800円
		誘導仕様基準によるもの	
		200平方メートル以上のもの	
		200平方メートル未満のもの	
(3)	共同住宅等	その他のもの	20,600円
		誘導仕様基準によるもの	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
(3)	共同住宅等	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル	165,100円
		50,000平方メートル以上100,000平方メートル	
(3)	共同住宅等	その他のもの	278,400円
		誘導仕様基準によるもの	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
(3)	共同住宅等	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル	165,100円
		50,000平方メートル以上100,000平方メートル	

	トル未満のもの 50,000平方メートル 以上のもの	1,027,100円
(4)	略	

備考
1 略
2 第1項の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

7 略

	略
備考	第1項の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

8 略

	トル未満のもの 50,000平方メートル 以上のもの	487,100円
	その他の もの	41,100円
	300平方メートル未 満のもの	67,400円
	300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	113,500円
	2,000平方メー トル未満のもの	161,900円
	5,000平方メー トル未満のもの	317,000円
	10,000平方メー トル未満のもの	559,600円
	25,000平方メー トル未満のもの	1,027,100円
(4)	略	

備考
1 略
2 第1項の表の備考3から備考6までの規定は、この表についても適用する。

7 略

	略
備考	第1項の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。

8 略

略

備考 第1項の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

9 略
(建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料)
第6条の4 略

備考

1 略

2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3項の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3～5 略

2・3 略
4 略

項	認定等の申請に係る建築物の種類及び認定等に係る評価方法の種類別	床面積の合計	金額
(1)	略	略	
(2)	一戸建ての住宅	200平方メートル未	39,100円
	その他のもの	200平方メートル未	39,100円

略

備考 第1項の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。

9 略
(建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料)
第6条の4 略

備考

1 略

2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下この条において「設計一次エネルギー消費量」という。）及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3項の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3～5 略

2・3 略
4 略

項	認定等の申請に係る建築物の種類及び認定等に係る評価方法の種類別	床面積の合計	金額
(1)	略	略	
(2)	一戸建ての住宅	200平方メートル未	20,100円
	その他の	200平方メートル未	20,100円

(3) 共同住宅等	その他のもの	満のもの 200平方メートル以上 の もの	43,700円
		略	
(3) 共同住宅等	その他のもの	300平方メートル未満 の もの	78,700円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 の もの	131,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 の もの	223,400円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 の もの	320,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 の もの	630,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 の もの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上 の もの	2,048,600円

のもの	基準によるもの	満のもの 200平方メートル以上 の もの	21,600円	
		その他のもの 200平方メートル未満 の もの	39,100円	
(3) 共同住宅等	その他のもの	200平方メートル以上 の もの	43,700円	
		略		
		誘導仕様 基準によるもの	300平方メートル未満 の もの	37,600円
		その他のもの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 の もの	65,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 の もの	117,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 の もの	177,800円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 の もの	326,500円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 の もの	552,300円
			50,000平方メートル以上 の もの	968,800円
			300平方メートル未満 の もの	78,700円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 の もの	131,200円			
2,000平方メートル以上 の もの	223,400円			

			以上5,000平方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円
(4)	略			

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって誘導設計一次エネルギー消費量が省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下この条において同じ。）に共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この条において同じ。）の誘導設計一次エネルギー消費量に含まないもの又は省令第10条第2号イ②及び同号ロ②に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認するもの（以下この条において「共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないうもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をすれば、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないものについては当該増加に係る部分の床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積を加える。

(4)	略			

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの（以下この条において「共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をすれば、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないものについては当該増加に係る部分の床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積を加える。

当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないものについては当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 略

4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ②及び同号ロ②の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

5 略

5～9 略

10 略

項	変更の認定の申請に係る建築物の種類及び変更の認定に係る評価方法の種類別	変更の認定に係る部分の床面積の合計	金額
(1)	略		
(2)	一戸建ての住宅	略	略
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円
(3)	共同住宅等	略	略
	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,800円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル	66,200円

項	変更の認定の申請に係る建築物の種類及び変更の認定に係る評価方法の種類別	変更の認定に係る部分の床面積の合計	金額
(1)	略		
(2)	一戸建ての住宅	略	略
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	10,700円
		200平方メートル以上のもの	11,400円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円
(3)	共同住宅等	略	略
	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル	33,100円

ル未満のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

ル未満のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
50,000平方メートル以上のもの	486,000円
その他のもの	
300平方メートル未満のもの	40,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円

				50,000平方メートル 以上のもの	1,025,900円
(4)	略				
備考					
1	略				
2	第1項の表の備考5及び第4項の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。				
11・12	略				
13	略				
備考					
1・2	略				
3	<p>「床面積の合計」とは、認定の申請に係る建築物の部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）であって当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量に共用部分の設計一次エネルギー消費量を含まないもの又は仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合することを確認することを用いる。備考6において同じ。）によるものについては、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。</p>				
4・5	略				
6	<p>「仕様基準等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 仕様基準</p> <p>(2) 省令第1条第1項第2号イ②の基準及び同号ロ②の基準</p>				
14	略				
第6条の5～第13条 略					

(4)	略				
備考					
1	略				
2	第1項の表の備考5並びに第4項の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。				
11・12	略				
13	略				
備考					
1・2	略				
3	<p>「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）であって省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合することを確認することを用いる。備考6において同じ。）によるものについては、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。</p>				
4・5	略				
6	<p>「仕様基準等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 仕様基準</p> <p>(2) 省令第1条第1項第2号イ②(i)の基準及び同号ロ②の基準</p> <p>(3) 省令第1条第1項第2号イ②(ii)の基準及び同号ロ②の基準</p>				
14	略				
第6条の5～第13条 略					